

京都市職員共済組合公告第10号

京都市職員共済組合定款の一部変更について  
京都市職員共済組合定款の一部を次のように変更する。

平成27年1月8日

京都市職員共済組合  
理事長 塚本 稔

第36条第1項中「施行令第23条の3の4第1項第2号」の右に「若しくは第3号」を加える。

附 則

- 1 この変更は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 施行日前に行われた療養に係るこの定款の規定による家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担金払戻金の支給については、なお従前の例による。  
(行財政局人事部厚生課)